

令和元年度 第6回豊能町教育委員会会議（9月定例会）会議録

日 時： 令和元年9月25日（水） 午前9時30分開会

場 所： 豊能町役場2階 大会議室

出席者：	教育長	森田 雅彦
	教育長職務代理者	宮崎 純光
	教育委員	太田 佳子
	教育委員	川村 新
	教育委員	岸本 恵子
	教育委員	坂口 敏子
事務局：	教育次長	八木 一史
	教育総務課課長	入江 太志
	教育支援課課長	内野 慎也
	子ども育成課長	田家 充
	生涯学習課課長	中谷 匠
	教育総務課課長補佐	中谷 康彦

傍聴者： 5名

会議次第

○保育無償化に伴う規則改正の概要説明について

開会 午前9時30分開会

（議 長）

それでは、会議をはじめます。

ただいまの出席人員は6名であります。過半数に達していますので、令和元年度第6回豊能町教育委員会会議（9月定例会）を開会いたします。

会議録署名人を宮崎職務代理にお願いいたします。

（議 長）

本日は、特に議題はございませんが、10月より施行されます保育料無償化に伴う規則改正につきまして、概要を説明させていただきます。

事務局より説明を求めます。

（事務局）

来月10月より国の施策により保育所・幼稚園・認定こども園に通っている3歳児から5歳児の児童等の保育料が無償になります。それに伴う条例改正が9月20日の豊能町議会で可決されました。本来条例改正後、国基準で規則改正も行い、本日の教育委員会会議に上程

させていただく予定でしたが、規則・条文改正の整理がまだ終わっておらず、整理しているところでございます。本日はお配りの資料に基づき概要のみを説明させていただき、先決後、次回の教育委員会会議で承認をいただくことでお願いいたします。

なお、言い訳になりますが、無償化の国の制度設計が示されるのが遅かったこともあり、本町だけでなく近隣市や全国でも間に合わず、規則の整備、様式の仕様の遅れ、また10月から無償化になるのですが10月分の保育料を一旦引き落とし、後から返すという自治体があるとも聞いております。

豊能町では保護者に対する事務の遅れは現在生じておりませんが、規則改正が追いついておりませんので、先に申しあげましたように次回の教育委員会会議で承認ということによりお願いしたいと思います。このあと、子ども育成課長より無償化の詳細について資料に基づき説明させていただきます。

＝子ども育成課長＝

まず、A3資料「幼児教育・保育の無償化の実施について」をご覧ください。
令和元年10月1日から、3歳児から5歳児のすべての子ども及び0歳から2歳児までの市町村住民税非課税世帯の子どもの幼稚園、認定こども園、保育所等の保育料〈(主食費(米・パン)＋副食費(おかず等)を除きます)〉が無料となります。

無償化の対象となる範囲ですが、①保育所を利用する子ども、②幼稚園を利用する子ども、③認定こども園を利用する子ども、④認可外保育施設等を利用する子ども、そして最後に⑤障害児通所施設を利用する子ども の5つの場合が対象となります。

まず1番目の保育所等を利用する子どもについては、3歳児から5歳児までのすべての子どもの保育料が10月分から無償になります。「イ」としまして実費として徴収される費用(食材料費(給食費)、行事費など)は、無償化の対象外となっております。そして給食費が主食費と副食費に分かれまして、給食費のうち副食費については、これまで保育料の一部として含まれていましたが、令和元年10月からは食材料費は保護者負担となります。内訳としましては、主食費として米・パン、副食費としておかず等です。金額については、町内の場合、主食費が500円、副食費が4,500円となっております。市町村住民税所得割額が57,700円未満の世帯及び第3子目以降は、副食費は上限月額4,500円までが無料です。この上限月額4,500円は国基準です。

0歳児から2歳児の子どもの保育料は、市町村住民税非課税世帯のみ無償化の対象となります。ただし、保護者の親等と同居されている場合で、保護者の親の世帯が課税世帯の場合は非課税世帯とはみなしません。また、早朝・延長保育料、病児・病後児保育利用料は無償化の対象外となっております。

幼稚園を利用する子どもですが、3歳児から5歳児のすべての子どもの保育料が無償となります。幼稚園によっては、満3歳(3歳児になった後の最初の4月以降)から5歳児までの場合と、3歳になった日から5歳児までの場合と各幼稚園によって異なる場合があります。その間は、子どもの保育料が無償になります。月額上限27,700円までが無償の対象となります。27,700円を超えた場合は保護者負担となります。令和元年10月分以降分は、すべて保育料は無料になります。上限月額を超える場合は、差額を園に支払う必要があります。そして、実費として徴収されます通園送迎費、食材料費、行事費、教育充実・施設整備にかかる費用などは無償化の対象外です。市町村住民税所得割額が、幼稚園の場合77,100

円未満の世帯及び第3子目以降は、副食費は上限月額4,500円までが無料です。私立幼稚園などにつきましては、10月分以降は給食費等が実費徴収となるので園の指定する方法でお支払いいただくことになります。

次に「ウ」としまして、保育の必要性があると認定され、勤務証明書等を提出され通っている幼稚園で預かり保育を利用される場合は、月額上限450円、月額上限11,300円までの範囲内で預かり保育料が無償化の対象となります。

3番目として認定こども園を利用される方についてですが、幼稚園部と保育所部がありまして、それぞれ先にご説明させていただいたとおりとなります。

4番目の認可外保育施設等を利用する子どもにつきましては、先ほど申しました「保育の必要性がある」にもかかわらず、認可保育園や認定こども園の利用ができない3歳児から5歳児の子どもを対象として保育料が無償化の対象となります。月額上限は、37,000円までとなります。0歳から2歳児は、町民税非課税世帯のみ無償化の対象です。この場合、月額42,000円までが無償の対象です。同じように実費として徴収される部分は無償化の対象外。その他対象となる施設・サービスにつきましては、認可外保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター、事業所内保育施設、子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポート事業です。なお、「企業主導型保育施設」は無償となる保育料の上限額が異なり、また他のサービス等との併用はできません。

認可外保育施設等のうち無償化の対象となりますのが、都道府県等に届出を行い国が定める認可外保育施設の指導監督基準を満たすことが必要です。ただし、経過措置として指導監督基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間が設けられています。

5番目といたしまして障害児通所施設を利用する子どもにつきましては、就学前の障害児の発達支援（障害児通所施設）を利用する子どもについて、3歳児から5歳児の利用料が無償化の対象となります。これは3歳から5歳までの3年間の対象となります。同じように実費として徴収される部分は無償化の対象外。幼稚園、認定こども園、保育所等に通いながら障害児通所施設にも通所している場合はどちらも無償化の対象となります。

制度の概略説明は以上です。

続きましてホッチキス止めの資料をご覧くださいませでしょうか。

これにつきましては、豊能町子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例施行規則の一部改正につきまして、別表1と2がありまして、別表1が「教育」、いわゆる幼稚園の利用負担額の表です。3頁以降が保育所の利用者負担額の表になっております。右側が現行、左側が改正後になっています。

幼稚園の場合、第1階層から第5階層までありまして、アンダーラインを引いている部分について、第1階層は生活保護世帯、第2階層が非課税世帯、第3から第5階層ということになっておりますが、左側の真ん中あたり、豊能町立の施設につきましてはすべての階層で0円。そして町立以外の施設につきましては上限が25,700円となっており、25,700円を超える金額につきましては自己負担となっています。

3頁目の別表第2につきましても同様に第1階層から第8階層、全部で13階層ありますが、一番上が生活保護世帯、第2階層は非課税世帯、第3階層以降となっておりますが、第1階層はもともと0円、第2階層の非課税世帯につきましては、この部分が無償化になりますので、3歳児未満につきましても非課税世帯は0円になります。第3階層以降につま

しては3歳児、そして4、5歳児の部分につきまして第8階層まですべてが0円という形で無償化の対象となります。

5頁ですが、今回幼稚園条例の一部改正を行いまして、預かり保育について別表があります。この別表については変わりませんが、「ただし書き」で子どものための教育・保育給付が必要と認めた場合、つまりご両親がともにお勤めの場合につきましては、別表の預かり保育料を0円とする。預かり保育自体は制度としてはご利用いただけますが、ご両親がお二人ともお勤め等という条件のもと無償になるということで、利用に関しての制限は今までどおりで、有料か無料かというところになります。

6頁ですが、条例規則に関しては一般的には町内の施設（幼稚園、保育所、認定こども園）のパターンでの規則になっていたのですが、今回の改正に伴いまして、町外にあります私立の幼稚園保育所につきましても無償化の対象となりますので、その辺における預かり保育であるとか、6頁の2の2につきまして、町立幼稚園以外の幼稚園、認定こども園の1号認定部分についての預かり保育について、新たに規則を作らなければならないところです。ここについては国基準での預かり保育料の日額上限450円、月額上限11,300円の部分についての設定が必要になります。

3-1としましては、幼稚園の給食費ですが、この部分について元々ひかり幼稚園が給食費2,700円、ふたば園が3,000円。この違いはひかり幼稚園が1日お弁当の日がありますので差がありますが、このひかり幼稚園2,700円を主食費と副食費、ふたば園の幼稚園部につきましても3,000円を主食費と副食費にそれぞれ分けまして、そのうちの副食費の部分について市町村民税所得割が77,101円未満の世帯及び第3子目以降につきましては、その副食費の部分が無償化の対象となります。

7頁の3-2、町立幼稚園以外の幼稚園、認定こども園の給食費に関しましても規則としまして、ここでも主食費と副食費にそれぞれの私立の園について給食費が分かれ、そのうち市町村民税所得割額77,101円未満及び第3子目以降が副食費のみが月額上限4,500円まで無償化の対象となります。

7頁下、4-1、保育所を規則の一部改正につきましては、町立の保育所、認定こども園の2号認定につきまして副食費の額を4,500円と定め（これは国基準であります）、その部分のうち主食費が500円、副食費が4,500円という設定が必要であるのと、実費分は有償ですが、3番目として市町村民税所得割額が保育所の場合57,500円未満の世帯、第3子目以降について、この副食費4,500円が無償化の対象となります。

8頁下の段、4-2としまして、町立保育所以外の保育所、認定こども園の2号認定の分の給食費等につきましては、先程の町内と同じように市町村民税所得割額が57,500円未満の世帯及び第3子目以降は副食費のみが月額上限が4,500円という設定が必要となります。いずれにしましても幼稚園、保育所等で預かり保育を無償化にするための条件としましては、両親ともお勤めであるという部分と、それと最後の頁で特別な理由による副食費の減免につきましては、次のいずれかに該当する世帯で、保護者の市町村民税所得割額が77,101円未満の場合で、例えば1人親家庭、身体障害者手帳の交付を受けた方がいる世帯、療育手帳の交付を受けた方がいる家庭、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方がいる家庭、障害者基礎年金等の受給者がいる世帯、未婚の1人親世帯で寡婦控除はみなし適用された世帯等につきましては、非課税世帯の部分でこの条件があった場合は0円となる条件を整備していく必要がございます。

制度及び規則概略についての説明は以上です。

(議 長)

ただ今の説明に対する質疑を求めます。

(委 員)

申請は必要になってくるのでしょうか。

(事務局)

保育料に関しては申請の必要はございませんが、預かり保育についてはご両親がお勤めされている方は、改めて勤務証明が必要になります。こちらでその書類を見まして、例えばパートでお勤めお勤めの場合に1ヵ月64時間以上が必須条件となっております、無償化の対象となっております。

(委 員)

0歳から2歳については非課税世帯については無料ということですが、町が調べて自動的に無料になるのですか。それとも申請が必要になるのですか。

(事務局)

町で調べまして、申請の必要はございません。

(委 員)

あと何箇所か市町村民税の所得割額がいくらというのが出てきますが、それも町で調べて自動的に適用されるということですか。

(事務局)

幼稚園、保育所等につきまして、もともと保育料算定につきましてはその部分を調べる必要がある訳です。よって、それを見て分かるということでございます。

(委 員)

利用者としては自動的になるということで理解しました。
両親共働きの場合、保育とは別ということでございますが、こちらも月64時間ということで具体的に例をあげてくれるとすごく分かり易いです。周知される場合は例として挙げていただければすごく分かり易いと思います。

(事務局)

9月初めにひかり幼稚園、ふたば園で、今現在入所・入園されている保護者に対しての説明会をさせていただきました。その時に今の例をお示ししました。

(委 員)

説明会に来ていただいた方は良いと思うのですが、ホームページ等でも出していただける

とありがたいと思いますので、よろしく申し上げます。

(議 長)

他にございますでしょうか。

それでは質疑を終結いたします。

特に異論はございませんか。

それでは、いま説明を受けたとおり、法制担当と文言整理を行い、保育無償化に伴う規則改正を進めていくことに、ご承諾いただけますでしょうか。

=承諾=

(議 長)

ありがとうございます。

ご承諾をいただきましたので、事務局におきましては、規則改正の事務を進めてください。

(議 長)

続きまして、前回会議以降の各課の報告に移ります。

順次、事務局より報告を求めます。

(事務局)

- ・ 9月議会の報告

教育総務課

- ・ 10/28 市町村教育委員会研修会について

教育支援課

- ・ 9/2 小学校始業式
- ・ 小学校5年生海洋学習について
- ・ 小中一貫教育研究の案内について
- ・ 全国学力調査について

子ども育成課

- ・ 保育料算定事務と来年度の入学願書受付について

生涯学習課

- ・ 事業予定について
- ・ シートス（チラー）改修工事について

(議 長)

ご意見、ご質問等はいかがでしょうか。

(委員)

学力テストのことについてですが、詳しい学校の分析等は10月にご提案いただけるのでしょうか。小学校の成績が気になっております。

(事務局)

10月の校長会で資料を配布し交流をすること、教頭会でも交流していただくこととしております。10月の教育委員会会議の際には、交流の中身についてご説明できるかと考えております。

(委員)

特に小学校の国語については、先生方も苦慮されていると思いますが、普段やっているテストの形式と学力テストで問われていることはずいぶん違いがあって、子どもたちが持っている力を発揮できていない部分があるのではないかと気になっております。成績だけを見て、自信をなくすということではなくて、学力テストの成績を上げるということではないですが、いま求められている学力だと思うので、その辺を6年生だけではなく、低学年からいま求められているものに沿った授業内容が実施できるように、教育委員会からもご指摘いただけたらありがたいと思っております。

(事務局)

9月の校長会が臨時で行われました。その際に今回の学力テストの話になりました。問題の質についての議論は少しありまして、いま委員がご指摘の通り小学校では单元ごとに業者のテストをやっているのですが、学力テストの問題の質との差があって、子どもたちが力を発揮できないのではないかと。問題の中身について今後、教育委員会と学校とで相談して問題の質について学期末テストでも検討していく必要があるのではないかと議論を少しさせていただいたところですので。今後その経過も伝えていきたいと思っております。

(議長)

学力向上につきましては、とりわけ子ども学力調査をもとに、平成29年度に小学校の国語の成績が、課題があるということで、「学力向上プラン」を作りまして、各学校で国語の研究等にも取り組んでいただいているところです。ただやはり今年度についてもやはり課題がございます。いま委員よりご提案のありました1つは6年生だけではなく学年を広げて、支援をしていかなければならないのではないかと。これは国語だけに限らず知徳体、バランスのとれた子どもにしていくことは大きな使命でございますので、その辺を丁寧に見ていくようなものを作れないかということ事務局の方でも相談しておりますし、これは今後小中一貫教育推進会議、あるいは管理職の先生方とも協議をし、進めていかなければならない課題であります。

(議長)

他にご質問等ございませんか。

それでは、私の方から補足をさせていただきたいと思っております。8月26日の教育委員会会議の後、教育委員の先進校視察研修で彩都の丘学園を視察いただきました。その時の委員か

らのご意見・ご感想等につきましては取りまとめをしているところですので、この後の協議の中でお示しし、文言等ご確認をいただけたらと思っております。なおご確認いただきましたら、彩都の丘にも了承を取り、10月1日付でHPに掲載させていただこうと思っております。

今回の視察研修ですが、10月2日に京都市立大原学院へ行かせていただきます。小規模校で再編の対象になった学校でございますが、地域の皆さんの力でこれを隣接型一体型の小中一貫校として取り組みをなされているということで、とりわけ東地区の学校を考えていただく上では参考にしていただけるものと思っております。既に委員様より質問事項を取りまとめいただきまして、後ほど質問内容等につきましては確認をさせていただきたいと思っております。なお、この視察は校園所長会、PTAの方にも呼びかけをさせていただいております。

それと11月7日～8日に小中一貫教育の全国サミットが、初めて大阪で開催されるということでございます。堺市で開催されます。参加される委員がおりましたら一緒に行っていたらと思っております。

あと10月25日、姫路市立白路小中学校で研修があります。平成26年度の全国サミットの会場となったところでございます。9年間をつなぐ、それぞれの教科のカリキュラムに力を入れられております。参考になる部分があると思っておりますのでこれにつきましてもご参加いただけたらと思っております。

(議長)

以上をもちまして、令和元年度第6回豊能町教育委員会会議（9月定例会）を閉会いたします。

本日は、お疲れ様でした。

閉会 午前10時25分